

令和9年度医学部定員増に係る省令等の一部改正について

1. 医学部の定員管理に関する経緯

医学部医学科（以下単に「医学部」という。）の定員については、各種の政府決定を踏まえ、医師養成数を抑制する観点から、「大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準」（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可基準」という。）において、医学部の新設と収容定員増を抑制しつつ、地域の医師確保等の観点から、次の枠組みにより、臨時的な増員を認めてきたところ。

（1）地域の医師確保の観点からの定員増（地域枠）

都道府県の医療に関する計画に当該大学の医学部定員増として記載される人数で、都道府県の貸与する地域の医師確保に係る奨学金を活用し、地域への医師定着を図るもの。

（2）研究医養成のための定員増（研究医枠）

他の大学と協力して研究教育を実施し、優れた研究者の養成を重点的に担おうとするもの。

本枠組みによる入学定員の増員期間は令和8年度末まで（収容定員の増員期間は令和13年度末まで）とされているが、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）において、「地域の医師確保への影響にも配慮し、医師偏在是正の取組を進め、医師需要や人口減少等の中長期的な視点に立ち、2027年度以降の医学部定員の適正化を進める」とされるとともに、厚生労働省の「医師養成過程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会」における議論を踏まえ、医師の偏在問題への対応強化や、我が国の高度な医療提供の質を維持する人材を確保する観点から、令和9年度末まで（収容定員の増員期間は令和14年度末まで）延長することとされた。

これに伴い、大学設置基準等について所要の改正を行う。

2. 改正内容

①大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）並びに大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）の一部改正

○令和8年度末までの期間（収容定員の増員期間は令和13年度末まで）において適用されている医学部定員の臨時的な増員に係る以下の規定について、令和9年度末までの期間（収容定員の増員期間は令和14年度末まで）についても、これまでと同様に適用されるよう所要の規定を措置する。

- ・収容定員が720人を超える場合における必要な基幹教員数等の規定【大学設置基準】
- ・学則変更の認可申請を行うことができる期間に係る特例及び当該学則変更により収容定員が720人を超える場合における追加提出書類に係る規定【大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則】

②大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）の一部改正

○令和 8 年度末までの期間（収容定員の増員期間は令和 13 年度末まで）において適用されている医学部定員の臨時的な増員に係る以下の規定について、令和 9 年度末までの期間（収容定員の増員期間は令和 14 年度末まで）についても、これまでと同様に適用されるよう所要の規定を措置する。

・学則変更の認可申請について文部科学大臣が認可できる期間に係る規定

○令和 9 年度の医学部入学定員の上限について、令和 7 年度の医学部入学定員数である 9,393 人とする。

3. 施行期日

公布の日

（参照条文）

○大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）

附 則

4 平成二十二年度以降に期間（令和十三年度までの間の年度間に限る。）を付して医学に関する学部の学科に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあっては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあっては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。

○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成 18 年文部科学省令第 12 号）

附 則

3 令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の五月一日から同月三十一日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。

4 令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。

○大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、（中略）法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

三 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部（中略）の収容定員充足率（当該認可の申請をする年度の五月一日現在の収容定員（通信教育に係るものを除く。）の数に対する学生（通信教育に係る課程に在籍する者を除く。）の数の割合（当該割合の小数点以下二位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）をいう。以下この条において同じ。）が、一・一五倍（当該認可の申請をする年度において、収容定員（通信教育に係るものを除く。）が四千人以上の大学の学部であって、入学定員が百人以上三百人未満のものにあつては一・一〇倍、入学定員が三百人以上のものにあつては一・〇五倍）未満であること。

四 大学等に関する法第四条第一項の認可の申請に係る大学に置く学部又は短期大学若しくは高等専門学校に置く学科の収容定員充足率が、〇・五倍を上回ること。

第三条 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和八年度に令和十三年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うことができる。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項の都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に当該大学の医学部に係る入学定員等の増加として記載された人数（地域における医師の確保に資するため、医師が不足すると見込まれる地域の病院又は診療所に将来勤務しようとする当該大学の医学部の学生に対する修学資金を都道府県が貸与しようとする人数以内に限る。）の増加又は各都道府県における医療を確保するために特に必要があると認められる場合の自治医科大学における人数の増加

二 当該大学の医学部において、他の大学と協力して教育研究を行い、基礎医学及び社会医学に関する優れた研究者の養成を重点的に担おうとする場合の当該医学部における三人以内の増加

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百二十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 第一項の認可の申請の審査については、前二条に掲げる基準のほか、当該大学に係る地域における社会的な医師の養成に係る需要に照らした大学の医学部に係る収容定員の状況に照らして行うものとする。

附 則

3 令和七年度において、医学部に係る入学定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増（令和八年度に令和十三年度までの期間を付して行うものに限る。）に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。